

【作成例】

参考:災害協力隊規約(例)

* この規約は作成の一例です。実情に合わせて作成してください。

KOTOBOSAI 災害協力隊規約

(名称)

第1条 この組織は、KOTOBOSAI 災害協力隊と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本隊の活動拠点は次のとおりとする。

(1) 平常時はKOTOBOSAI マンション敷地内とする。

(2) 災害時は東陽4丁目区域内とする。

(目的)

第3条 組織は、KOTOBOSAI マンション居住者相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災資機材等の計画的整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 災害予防及び減災に関すること
- (5) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策
- (6) その他目的達成のために必要な事項

(隊員)

第5条 組織は、KOTOBOSAI マンション居住者をもって構成する。

(役員)

第6条 組織に次の職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 隊長は、管理組合(自治会) 役員の互選により選出する。
- (2) 副隊長は、管理組合(自治会) 役員の互選により選出し、隊長が承認する者をあてる。
- (3) 防災リーダーは防災士からあてる。
- (4) 会計は、管理組合(自治会) の会計担当をあてる。
- (5) 会計監査役は、隊長が承認する者をあてる。
- (6) 各班の班長及び副班長は、隊長が指名する者をあてる。

2 各班の班長及び副班長は、次に掲げる者の内から隊長が指名する。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 地区部長 | (2) 総務部員 |
| (3) 防火・防災部員 | (4) 防犯部員 |
| (5) 交通部員 | (6) 厚生部員 |
| (7) 文化部員 | (8) 青少年部員 |
| (9) 女性部員 | (10) 子供会役員 |
| (11) 特に隊長が指名する者 | |

3 役員の任期は2年とする。ただし再任することができる。

(班と編成)

第7条 組織には次の班を置き、その班員は隊長と各班長・副班長が協議し指名する。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 情報班 | (2) 救出救護班 |
| (3) 防火班 | (4) 避難誘導班 |
| (5) 物資班 | (6) その他特に隊長が必要とする班 |

*必要に応じ班員数も記載する。

(役員の任務)

第8条 隊長は組織を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のある時は、その職を代行する。
- 3 防災リーダーは、地震等の発生時に隊長、副隊長を補佐し組織の運営にあたり、平常時には防災計画に基づく訓練を企画、立案及び実施し防災・減災意識の高揚を図る。
- 4 会計は、組織の会計の運営にあたる。
- 5 会計監査は、組織の会計を監査する。
- 6 班長は、各班の長として、班を総括し運営にあたる。
- 7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のある時は、その職を代行する。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、年1回開催する。

2 総会は、全会員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画に関する事。
- (3) 事業計画(訓練、資機材購入等)に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他隊長が特に必要と認めた事。

3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

4 役員会は、隊長が招集し必要な事項を協議する。

(防災計画)

第10条 組織は、地震等による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 防災訓練の実施に関する事。
- (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第11条 組織の運営に関する経費は、会費その他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、**2024年3月1日** から施行する。